

第4章 災害復旧計画

第1節 公共土木施設災害復旧計画

公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、村の管理に属する施設については村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または、改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川・・・河川法第3条による施設等
- (2) 急傾斜地崩壊防止施設・・・急傾斜地の崩壊による防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
- (3) 道路・・・道路法第2条第1項に規定する道路

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助とは、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率への嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

5. 復旧計画

公共土木施設の災害復旧事業は、前記1～4に従ってそれぞれ復旧計画を樹立するものとする。

第2節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には村によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するものなどは、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2. 復旧方針

農地等の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の異なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- (3) 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度が30%、2年度が50%、3年度が20%の進捗で完了することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- (1) 農地・耕作の目的に供される土地
 - ①田・畑およびわさび田
- (2) 農業用施設、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
 - ①かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - ②農地保全施設、堤防
 - ③農業用道路、橋梁
- (3) 林業用施設、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
 - ①林地荒廃防止施設
 - ②林道

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担金の嵩揚げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第3節 その他の災害復旧計画

住宅災害復旧計画

1. 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による第2種公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得者災害のため国から補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(1) 適用災害の規模

A 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による場合

- イ. 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ロ. 村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ハ. 村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき

B 火災による場合

- イ. 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ロ. 村の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 建設および管理者

災害公営住宅は、村が建設し管理するものとする。但し、知事が必要と認めるときは県において建設し管理するものとする。

(3) 建設・管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	イ. 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 ロ. 当該災害発生後3年間は、月収21.4万円以下の世帯であること。 ハ. 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること
建設限度戸数	イ. 一般災害は、滅失戸数の3割 ロ. 激甚災害は、滅失戸数の5割
補 助 率	イ. 一般災害の場合は、当該年度の標準工事費の2/3 ロ. 激甚災害の場合は、当該年度の標準工事費の3/4
規 格	住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(4) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し、または著しく損傷した場合は当該公営住宅に係る公営住宅の工事費、若しくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(5) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付け、又は一般個人住宅特別貸付制度を活用して復旧に努めるものとする。